

リレーコラム

期待される生産者団体の役割 — 畜安法改定から2年半が経過して —

1. 畜安法改定の問題とは何だったか

「畜産経営安定法」（以下、「畜安法」という）が改定されてから、はや2年半が経過した。改正法施行前年の2017年5、6月に衆参両院で参考人として改正法の問題点を述べた。本誌の愛読者の皆さんは、畜安法の問題点については熟知されていると思うが、再度まとめさせていただく。

改訂案の問題点は、

- 1) 脆弱化する酪農生産基盤、特に都府県酪農を強化・発展させる内容になっておらず、むしろ、家族経営を中心とする酪農生産基盤を崩す恐れがある。なぜならば、①補給金は加工原料乳に対してのみ交付され、飲用乳は対象とされず、都府県酪農のセーフティネットにはならないこと、②補給金は加工原料乳全てが対象となるが、結果として国が強く推進してきた国産チーズ生産に打撃を与えかねないこと、③補給金算定が従来の固定支払いのままなら、所得補償機能が小さく、飼料高騰や乳価低迷に対処できないことである。
- 2) 一元集荷・多元販売体制の廃止によって、指定団体以外への出荷や部分委託による「いいとこ取り」などが広がり、指定生乳生産者団体が弱体化する。その結果、需給調整力が落ち流通段階が混乱したり、乳価交渉力が低下して量販店の優越的な地位がさらに強まったりする恐れがある。
- 3) 国は需給調整に責任を持つとするが、具体的にどのように行うか不明である。生乳不足の場合の輸入については法律に述べられているが、過剰時の在庫隔離については、今回畜安法からは削除され、農畜産業振興機構法に任されている。しかし、同機構による買い入れは過去1度しかなく、実効性に疑いがある。在庫隔離の発動要件を明確化すべきだ。

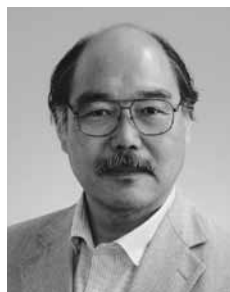
2. 改定後2年半が経過して、どうなったか

畜安法改定後2年半が経過して、今何が起きているのだろうか。2018年度では、生産者補給金は10の指定団体を含む88事業者に交付された。総額約259億円のうち、指定団体以外の78事業者に交付された額は1億2,300万円（0.5%）、1事業者当たり158万円に過ぎず、さらに集送乳調整金は支払われていない。

この点は、官邸主導政治への農水省の抵抗を思わせないでもないが、問題はやはり一元集荷多元販売体制が制度として失われたことだ。すでに農協法の改定によって専属利用契約が削除され、さらに事業の利用義務を課してはならないとの新規定により、定款等で全量出荷義務を課することもできない状態になっている。全中の一般社団法人化なども含め、明らかに政権による協同組合つぶしの流れが続いている。

今のところ、株式会社MMJによる「集乳拒否」問題などに象徴される指定団体以外への生産者の生乳出荷や、二股出荷問題が散発しているが、指定団体制度が大きく崩れて、需給調整機能を失うなどの状況にはなっていない。ただし、今後を考えると、こうした状況が今後も維持できるか、疑問なしとしない。

当面はこれまで通りに指定団体による一元集荷・多元販売体制は継続されるだろうが、今後酪農バブルが弾け、経営環境が厳しくなる中で、TPP11や日・EU EPA、日米貿易協定などの影響による輸入乳製品の増加等がさらに経営悪化に拍車をかければ、現在の指定団体制度は維持できるだろうか。都府県においてもギガ・



静岡県立農林環境専門職大学短大 教授 小林 信一

メガファームが独自の動きを見せつつあるように思う。

3. バブル崩壊を見据えた対策を

これまでは生乳の逼迫基調の中で乳価が堅調で、さらに個体販売価格が高騰するなど経営環境はかつてないほど良かったので、問題が顕在化されなかったと考えるべきだろう。参考人招致の際も、生産基盤対策として国が旗を振っている「クラスター事業」は、このままでは固定負債化問題を生む恐れがあったとした。

筆者は1980年代に全農に奉職し、コンピュータによる経営診断システムの開発や普及業務に従事していた。その頃大きな問題だったのが、酪農経営の固定負債化だった。その要因は様々だが、過剰投資が大きな要因だった。そのため、酪農家ばかりでなく、経営に行き詰ってしまった農協も見られた。北海道では、1/3の酪農家が実質的に倒産経営とされた。当時はそうした酪農家や農協を、農協中央会や地元農協の担当者と一緒に回って歩いたが、つらい思い出として残っている。あの頃の様な悪夢を再現させてはならない。

今、その備えは系統農協にできているのだろうか。全農によるコンピュータ経営診断事業も立ち消えてしまってから久しい。全中の資格制度である畜産経営診断士もすでに1,000人を超える資格者を生み出しているが、現場で活用されているとは言い難い。今、生産者団体が結集して、経営診断を踏まえた経営サポート体制を構築し、酪農家の経営的な行き詰まりを回避させる取り組みを行うことは、喫緊の課題と考える。全中など4連による第三者継承を行うための経営継承事業など素晴らしい事業も行われており、そうした事業を包括した経営サポートシステムをぜひ早急に作り上げてほしい。

4. 畜産経営安定対策の方向 - 三次提言内容 -

筆者らは全国酪農協会から過去10年間に3回にわたり、畜産経営安定化のための提言を行ってきた。

その主な内容は、①飲用乳地帯を含めた生産者の所得補償機能の強化 - セーフティネットの整備、収入保険ではなく酪農マルキンの導入、②指定団体の強化による乳価交渉力の強化、③国による需給調整機能の強化、④農地の畜産的利用の推進 - 自給飼料に基づく足腰の強い酪農経営の育成、であった。そのための農地への直接支払い制度と酪農経営安定のための所得補償制度の導入を提案したが一顧だにされず、現実には反対の方向に進んできた。

筆者が全農にいた頃にも、全国酪農協会から「日本型ミルクマーケティングボード構想」が提言された。内容的には素晴らしいものであったが、周囲の反応は極めて冷たいものであったことを覚えている。そのため、今回の提言に対する反応もある程度予想されていたが、まともに議論がされなかったことは、きわめて残念だった。失われた10年と呼びたい心境だ。

ちょうど畜安法改定の直前に本コラムに執筆させていただき、法改定の問題点と今後の最悪のシナリオを踏まえ、指定団体の団結力が如何に必要なかを書かせていただいた。今回も、最後に同じ文言で締めさせていただく。生産者の団結以外に、現在の苦境を乗り越える術はない。